小規模個人再生による再生手続廃止

平成２９年（再イ）第１４４号

千葉県市原市東国分寺台５丁目８番地２
再生債務者　西村　　創
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成29年11月９日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（再イ）第８号

愛知県一宮市両郷町３丁目27番地７
再生債務者　竹市　　聡
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成29年11月10日
名古屋地方裁判所一宮支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２９年（再ロ）第９号

東京都八王子市東浅川町520番地ダイアパレス高尾Ⅱ415号
再生債務者　宮地　　晃
1　決定年月日時　平成29年11月13日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年12月11日まで
4　一般異議申述期間　平成29年12月25日から平成30年１月15日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２９年（再ロ）第７号

千葉県千葉市緑区おゆみ野中央１丁目２番地２　ブルーメンシュトラォス101号
再生債務者　吉野　富夫
1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年10月27日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成29年11月24日まで
平成29年11月９日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（再ロ）第９号

千葉県千葉市稲毛区小深町90番地104
再生債務者　柿原　竜一
1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年10月２日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成29年11月27日まで
平成29年11月10日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（再ロ）第１号

兵庫県篠山市小倉336番地
再生債務者　荒木　宏明
1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年10月26日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成29年12月１日まで
平成29年11月10日　神戸地方裁判所柏原支部

平成２９年（再ロ）第４８号

大阪府高槻市高西町21番５号
再生債務者　中村　清敏
1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年11月７日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成29年12月８日まで
平成29年11月10日
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２９年（再ロ）第７号

福岡市博多区吉塚６丁目15番37―401号
再生債務者　山下　真平
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年11月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年11月８日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（再ロ）第６号

千葉県市川市稲荷木２丁目20番14号（第２大和久ハイツ203）
再生債務者　下屋かおり
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年11月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年11月10日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

会社その他の公告

合併公告

新あきた農業協同組合（甲）と秋田みなみ農業協同組合（乙）は、それぞれ平成二十九年十一月十五日開催の臨時総代会において、甲及び乙は、平成三十年四月一日をもって合併し、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙と合併することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
なお、両組合の最終事業年度に係る貸借対照表については、甲及び乙それぞれの主たる事務所に備え置いております。
平成二十九年十一月二十一日
秋田県秋田市千秋矢留町二番四〇号
（甲）新あきた農業協同組合
代表理事組合長　京極　芳郎
秋田県男鹿市脇本脇本字向山一番地の四
（乙）秋田みなみ農業協同組合
代表理事組合長　吉田　文勝

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年三月二十九日
掲載頁　四十八頁（号外第六十六号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年三月二十九日
掲載頁　四十八頁（号外第六十六号）
平成二十九年十一月二十一日
千葉県船橋市潮見町三四番地一七
（甲）株式会社ＴＦエンジニアリング
代表取締役　前島　崇志
栃木県下都賀郡壬生町大字上田五二六番地九
（乙）株式会社防災企画
代表取締役　嶋田　輝明

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年五月二十九日
掲載頁　七十一頁（号外第一一一号）
（乙）http://www.we-are-csp.co.jp/tabid/570/Default.aspx
平成二十九年十一月二十一日
東京都渋谷区笹塚三丁目二番三号
（甲）エスシーエスピー株式会社
代表取締役　菅原　　擁
埼玉県上尾市大字向山五六〇番地三
（乙）日本キャリアサービス株式会社
代表取締役　菅原　　擁

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し、乙、丙及び丁は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年七月三日
掲載頁　五十八頁（号外第一四二号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年七月三日
掲載頁　四十六頁（号外第一四二号）
（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年七月三日
掲載頁　五十八頁（号外第一四二号）
（丁）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年七月三日
掲載頁　五十六頁（号外第一四二号）
平成二十九年十一月二十一日
東京都港区浜松町一丁目九番一〇号
（甲）株式会社カナデンテレコムエンジニアリング
代表取締役　塚田　　和弘
仙台市青葉区片平一丁目二番三五号
（乙）株式会社東北カナデンテレコムエンジニアリング
代表取締役　頭島　芳樹
東京都港区新橋四丁目二二番四号
（丙）カナデン冷熱プラント株式会社
代表取締役　梅崎　昭光
東京都港区新橋四丁目二二番四号
（丁）株式会社カナデンテクノエンジニアリング
代表取締役　古屋　　守